

労務 ROAD

■算定基礎届の提出の準備をしましょう

被保険者となる労働者の実際の報酬と、社会保険料の計算に使用される標準報酬月額との間に大きな差が生じないようにするため、『算定基礎届』を提出する時期が近づいて来ました。社会保険料を決定する標準報酬月額は、毎年7月1日時点で従業員に4月から6月に支払った賃金をもとに、毎年1回決定します。

対象となる従業員 **7月1日時点、その後も継続して雇用する従業員**

- <算定基礎届の対象外>
- ・6月1日以降に被保険者資格を取得した従業員
 - ・6月30日以前に退職した従業員
 - ・7月に改定の月額変更届を提出する従業員

提出期限 **令和4年7月11日(月)**

標準報酬月額の対象とは、賃金・給料・俸給・手当・賞与などの名称を問わず労働者が労働の対償として受けるもの全てを含みます。また、報酬の支払基礎日数が17日以上であることが条件です。(例えば、5月の支払基礎日数が17日未満であった場合は、4月と6月の2カ月で算定されることとなります。)



	金銭で支給されるもの	現物で支給されるもの
報酬となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・基本給(月給・日給・時給など) ・家族手当、通勤手当、住宅手当、扶養手当、特別手当、職務手当など ・年4回以上の賞与 	<ul style="list-style-type: none"> ・通勤定期、回数券 ・食事、食券 ・社宅、寮 ・被服(勤務服でないもの) ・自社製品
報酬とならないもの	<ul style="list-style-type: none"> ・大入袋 ・見舞金、慶弔金 ・解雇予告手当、退職手当 ・出張旅費、交際費 ・傷病手当金、労災の休業補償給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・制服、作業着(業務用) ・見舞品 ・食事(一定額を本人が負担)

※上記表は例示ですのでその他に報酬に当たるとかどうかお悩みでしたら弊所までご連絡ください。

■8・9月随時改定予定者の算定基礎届について

8月または9月に随時改定が予定されている被保険者について、事業主から申出をした場合は、7月提出時においては、算定基礎届の届出を省略することが可能です。届出省略の申出を行う場合は、次のとおり算定基礎届を作成の上、ご提出ください。

【紙媒体による届出の場合】

- (1)報酬月額欄は記入せず、空欄としてください。
- (2)備考欄の「3.月額変更予定」に○を付してください。
- (3)「9.その他」に○月月変予定と月額変更予定月を記入してください。

① 被保険者整理番号	② 被保険者氏名	③ 生年月日	④ 適用年月	⑪ 個人番号 [※70歳以上被用者の場合のみ]
⑤ 従前の標準報酬月額	⑥ 従前改定月	⑦ 昇(降)給	⑧ 適及支払額	⑫ 備考
⑨ 給与計算の基礎日数	⑩ 報酬月額	⑬ 合計(⑩+⑪)	⑭ 平均額	
① 通算によるもの額	② 現物によるもの額	③ 合計(①+②)	④ 修正平均額	

14	5-390224	31	9月
① 標準報酬月額	② 昇給	③ 降給	④ 適及支払額
380千円	0千円	0千円	0千円
⑤ 昇給	⑥ 降給	⑦ 合計(⑤+⑥)	⑧ 平均額
0千円	0千円	0千円	0千円
⑨ 昇給	⑩ 降給	⑪ 合計(⑨+⑩)	⑫ 修正平均額
0千円	0千円	0千円	0千円

※省略する場合でも算定基礎届の提出は必要です。

【電子媒体及び電子申請による届出の場合】

8月または9月の随時改定予定者を除いて算定基礎届を作成の上、ご提出ください。(提出がないことをもって、事業主からの申出があったものとみなします)。

※随時改定の要件に該当しないことが判明した場合は、速やかに算定基礎届を提出してください。

VOL.805
(2206-3)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集: 木下・姚・茅原・田村

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで!

最近は、気温・湿度共に高くなってきたため、クールビズで効率よく業務ができるようにしています。クールビズはエネルギーを節約して地球温暖化対策で「環境に優しい」

電気代や被服の支出が抑えられて「お財布に優しい」冷え過ぎによる体調不良が防げて「からだに優しい」という多くのメリットがあります。

夏に差し掛かりマスク生活が続く中で、熱中症に気を付けて過ごしたいと思います。(村田)

6月労務スケジュール

・労働保険年度更新準備
(申告: 6/1~7/11)

・特別徴収住民税額の更新

・外国人労働者問題啓発月間